

豊田市教育委員会後援等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育、芸術、文化及びスポーツに関する事業の適正な振興を図るため、教育委員会が後援、共催又は教育委員会賞の交付（以下「後援等」という。）を行う場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 教育委員会が行う後援等は、次の区分によるものとする。

- (1) 後援 市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与し、教育的見地から奨励することができる事業に対して、教育委員会が名義の使用を認めることをいう。
- (2) 共催 市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与し、企画及び実施に原則として参画することが適当な事業に対して、教育委員会が主催者の一員に加わることをいう。
- (3) 教育委員会賞の交付 市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与し、教育的見地から奨励することができる事業に対して、教育委員会が予算の範囲内において賞状又は記念品等を交付することをいう。

(後援等の基準)

第3条 後援等は、次の各号のすべてに該当する事業に対して行う。

- (1) 目的が明確なものであること。
- (2) 生活、経験、興味に則したものであること。
- (3) 教養を高め、文化の向上に資するものであること。
- (4) 豊かな情操を養うものであること。
- (5) 広く市民を対象とし、原則として開催地が市内であること。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等を行わないものとする。

- (1) 特定の政治団体又は宗教若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (4) 暴力団と関係があり、又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治的中立性を損なうおそれがあるもの
- (6) その他後援等を行うことが不適当と認められるもの

(申請)

第4条 教育委員会の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、後援及び教育委員会賞の交付にあつては当該事業開催日または印刷物に教育委員会名が使用される場合は、その印刷予定日の一か月前までに、共催にあつては当該事業開催年度の前年度に、名義後援及び賞交付申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しな

なければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の名義後援及び賞交付申請書の提出は、「あいち電子申請・届出システム」による届出をもってこれに代えることができる。

3 前項の名義後援及び賞交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 当該事業の目的及び内容を明確に知ることができる書類

(2) 教育委員会で後援等を受けた実績がない場合は、規約、定款等、主催者の性格を明らかにすることのできる書類

(3) 当該事業の予算書等、徴収目的が適正かつ明確で、利益がないことを証明できる書類

(4) ポスター、チラシ等の印刷物に教育委員会名を使用する場合は、その原稿(承認書の交付)

第5条 教育委員会は、前条の規定により後援等の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、後援等承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。この場合において、教育委員会が必要と認めるときは、条件を付することができる。

2 申請者は、提出した申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。ただし、軽微な変更については、口頭による申し出で足りるものとする。

(賞の交付)

第6条 教育委員会賞の交付内容は、次に定めるとおりとする。ただし、第1号と第2号に掲げる物を合わせて交付することができる。

(1) 賞状

(2) トロフィー、記念品等の副賞

2 1事業において部門分けがある場合は、部門の数に応じて教育委員会賞を交付することができる。ただし、第1項第2号については2部門を上限とする。

3 一会計年度における同一主催者の事業に対する交付は、年2回までとする。

4 第1項第2号に掲げる物を交付する場合に限り、市から補助金、負担金等を受けている事業に対しては交付しないものとする。

5 その他、教育委員会が特別な事由があると認めた場合は、この限りではない。

(承認の取消し等)

第7条 教育委員会は、後援等を承認した事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援等の承認を取り消すものとする。

(1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。

(2) 第3条第1項の規定に違反することが判明したとき。

(3) 第3条第2項の規定に該当することが判明したとき。

(4) 承認の際に付した条件に違反したとき。

2 事業実施後において、第3条第2項の規定に該当することが判明したときは、今後、

その主催者に対する後援等を行わないこととする。

(事業終了後の報告)

第8条 教育委員会は、後援を受けて事業を実施した者に対し、事業の終了後、事業実施報告書の提出を求めることができる。

2 教育委員会賞の交付を受けた者は、受賞者の決定後速やかに、受賞者報告書（様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。

(所管課)

第9条 後援等に関する事務は、教育政策課において行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の豊田市教育委員会の後援等に関する取り扱い内規第4条の規定に基づいて作成されている後援等申請書は、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月15日から施行する。